

(様式第1号)

令和 年 月 日

交野市立図書館長 様

所在地

名 称

代表者

印

雑誌スポンサー申込書

交野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づく雑誌の提供等について、以下のとおり申
込します。

1. 広告を希望する雑誌

	雑誌名	概算額 (円)
1		
2		
3		

2. スポンサー期間

令和 年 月 日から令和 年3月31日まで

3. 添付書類

- ・ 広告の原稿 (案)
- ・ 会社案内、パンフレット等 (事業内容等がわかるもの)

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

交野市立図書館

雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けの申込みについて、次のとおり決定したので通知します。

1. 広告を掲載する雑誌

	雑誌名	概算額 (円)
1		
2		
3		

2. スポンサー期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

雑誌スポンサー制度に関する覚書

交野市立図書館（以下「図書館」という。）と雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）とは、交野市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等について、交野市立図書館・室の雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 図書館は、スポンサーから下記の雑誌の提供を受けるものとする。

	雑誌名	スポンサー期間	概算額（円）
1		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
2		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
3		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

（広告の掲載方法）

第2条 図書館は、スポンサーから提供を受けた雑誌のカバーの表面、裏面にスポンサーの広告を掲載する。

なお、スポンサーは、広告の内容等については事前に図書館と協議するものとする。

（雑誌購入費用の負担）

第3条 スポンサーは、雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、購入する雑誌の代金を負担する。

2 スポンサーは、第1条に定めるスポンサー期間分の購入代金を、図書館が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

3 支払いに必要な一切の費用は、スポンサーの負担とする。

（広告掲載の責務）

第4条 スポンサーは、作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告の内容等が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを、受贈者に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

（広告内容の変更）

第5条 スポンサーは、雑誌に掲載した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1か月前までに、広告内容を図書館に提出し、その広告掲載の可否について図書館の承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第6条 図書館は、スポンサーが本覚書に定める義務を履行しないときは、スポンサー制度実施要綱の規定による決定を取消することができる。

2 前項の取扱いに関して、図書館はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わないものとする。

3 前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

(雑誌の所有権)

第7条 スポンサーより提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、図書館及びスポンサーは、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

スポンサー 所在地
名 称
代表者 印

図書館 所在地 交野市倉治6丁目9番20号
名 称 交野市立図書館
館 長 印